

# 話題の連関

—「中外抄」「富家語」私記—

## 池上洵一

久安六年七月十七日、七十三歳の藤原忠実は、次男の左大臣頼長と家司の大外記中原師元を前にして、自らの父師通と師元の祖父師平（ともに故人）にかかる思い出、正月元日に叙位の勧文を読み上げた際の師平の作法とそれを聞く側の師通の対応の仕方などについて話して聞かせた。師元はこれを「中外抄」

に筆録したが、彼はこの話を記した後に、かつて自分自身が見聞したいくつかの叙位の勧文読み上げの実例を思い合わせ、この話からわが中原家独特の作法を読み取ろうとするメモを書き加えている。

この日はこの話が口火となつて次から次へと話が呼び出されていった。委細については益田氏の分析に頼つて要点のみ紹介すれば、先祖の話はさらに拝礼の際の師平の態度からその子の師遠（師元の父）のことには及ぶ一方、忠実自身が師通から教えられたト串の持ち方の話へとつながつていつた。こうして話題

のように、この話は明らかに作法の規範を教示するための

が祭りの儀式に及ぶと、盂蘭盆と関連して盆供の儀についての

頼長の質問を呼び、その議論がすむと、これも孟闡益と関連して冥界の話となり、冥界でも人格者が慕われた例として小野宮とを語って、次には現世でも人格者が慕われた例として小野宮実貴が薨じた時の話へと展開していくのである。

『中外抄』や『富家語』の内容は、『江談抄』なども基本的にはそうであるように、有職故実学の伝授であり、故実は説話の形で伝承されることが多いがゆえに、これらは実際に口語られた説話の数すくない直接的記録として貴重でもあるのだが、右の例からもわかるように、忠実が折にふれて話して聞かせた有職故実譯は、決して体系的に用意されていたのではなく、その日その時の季節感や年中行事、身辺の雑事や社会的ニュースなどに触発されてます最初の話題がえらび出され、それに関連して次なる話題がたぐり寄せられるというようなものであつたらしい。語られた日付をまったく記さない『江談抄』や語られた時の情況をほとんど記さない『富家語』に比べて、日付や情況の詳しい『中外抄』はこうした問題についての手掛りをもつとも豊富に提供してくれる。

たとえば『中外抄』久安三年七月十九日条は次の記事で始まつている。<sup>(2)</sup>

祇候入道殿御前。宇治小御物語之次、仰云、故白河院御時ニ、山大衆入<sub>ミ</sub>龍祇園。而遣<sub>ミ</sub>忠盛為義被<sub>ミ</sub>追出<sub>ミ</sub>了。其時我

夢云、炎魔法王令<sub>ミ</sub>登天台山<sub>ミ</sub>給者。彼時龍居、故白河院の在世中、もつと正確に補足していえば保安四年七月十八日に起つた事件について語つた。保安四年といえは忠実は四十六歳、彼はその前々年にすでに閑白を辞して引退生活に入っていた。

その七月十八日、山門の衆徒は平忠盛が越前国で神人を捕め取つたことに抗議し、日吉の神輿を奉じて入京せんとしたが官兵に防がれて祇園に立籠り、追撃した忠盛や源為義らによつて追払われるという事件が起つた(『百鍊抄』)。『平家物語』卷一の「内裏炎上」でも触れられている有名な事件である。忠実の話の中心は彼がその時間魔王が散山に登るのを夢に見たけれども黙つていたという事実の方にあるのだが、彼にこの話を思い出させたのは、ちょうどそのころ世人の耳目を集めていた祇園社の騒動であった。

すなわち久安三年六月十五日、この日は祇園の臨時祭だったが、平清盛の郎等と祇園の神人との間に鬭争が起つて、神人は

負傷、神殿には矢が当った。このため二十八日に山門の衆徒は神輿を奉じて入京、忠盛清盛父子の流罪を要求、三十日に法皇は群卿を召して忠盛らの罪を譲せしめ、重科にあらずと定められたけれども、七月八日には明法博士らに清盛の罪状を勘申せしめ（以上「台記」）、一方十五日には再び入京との噂が高い衆徒に備えて西坂本に武士を布陣させるなど（「本朝世紀」）、都は緊迫の空氣に包まれていたのである。

こうして眼前の祇園社騒動は、同じよう忠盛がからんでいた三十余年前の騒動を思い出させた。もちろん彼は騒動そのものを語ろうとはしない。その時の不思議な夢の意味するものが何であったのか、その方が関心事であって、話は次のように展開する。

又仰云、実政罪名定時ハ鷦居<sup>シラカミ</sup>廊邊<sup>ヨリ</sup>云々。

これは大宰・大式藤原実政が宇佐八幡宮の神輿を射た罪を訴えられ、その罪名を議した寛治二年十一月三十日の出来事である（「鈔記」）。この結果実政は伊豆国に配流されるが、この日靈異があつたことを「百錦抄」（十一月二十九日条）は、金讃之間、攝政直處有<sup>ニ</sup>光耀<sup>ヒカリ</sup>。在陣之公卿一両、見<sup>ニ</sup>鬼物之靈異。

と記している。忠実のいう鳩はもちろん八幡宮の神使であるか

ら、彼の話の方がより直接的に宇佐の神威を示している。要するに祇園の神輿を射て神の怒りが心配される状況の話は、宇佐の神輿を射てたしかに神の怒りにふれた話を呼び出したのである。

それにしても問題の祇園の祭神牛頭天王とは何者なのか。宇佐の八幡のようにはすつきりと理解できない気持ちがしたのだろう。忠実は師元の意見を求めた。

又仰云、祇園天神ハ何皇乃後身哉。子申云、神農氏之靈賦。件帝ハ牛頭也。但故忠尋僧正説ニハ、王子晉之靈云々。仰云、神農氏也。神農氏ハ薬師仏同躰也。

話題が祇園の祭神に及ぶと、牛頭天王以外の祭神についても気になつてくる。それが次の記事であろう。

又仰云、蛇毒氣神ハ何神哉。申云、不知<sup>シテ</sup>子細<sup>シテ</sup>候。但後三條院御時、御体焼失之時、付<sup>シテ</sup>貞例<sup>(フタコト)</sup>奏被<sup>シテ</sup>勸<sup>シテ</sup>御形縁<sup>シテ</sup>了。其後奉<sup>シテ</sup>造<sup>シテ</sup>。仰云、件御体造ける仏師ハ面ニ覆面してぞ奉<sup>シテ</sup>造<sup>シテ</sup>。其後日闇ナリテ無<sup>シ</sup>程死去<sup>シテ</sup>云々。

蛇毒氣神<sup>(3)</sup>も祇園社の祭神であり、後三条天皇治世の延久二年十月十四日の火事で焼失し、この神像を再び造ることの可否が延久三年から四年にかけて大問題となつたことがある（「小朝熊社神鏡沙汰文」）。

さて、おぞろしいまでに威力ある神、しかも主祭神にあらざる神といえば、思い出されるのは園城寺の新羅明神であつた。

又仰云、新羅明神ハ入定神にて無止事御神也。我者先年所勞時有事驗。仍在俗之間奉幣也。又宇治殿御折ニ頼長阿闍梨參入タリケレバ、自宝殿妻戸衣袖指出たりけり。又後三

条院事、御最後ニをこたりの文ナド令、密御云々。

ここでもまた後三条天皇が出てくるが、崩御直前の延久五年四月二十七日に同明神に奉幣して平憲を祈つた事実（「扶桑略記」）を指しているのである。

「中外抄」のこの日の記事は、この後にも一つ、

又仰云、故師平ニハ罷連歟（下略）。

と、祖父師平に会つたことがあるかと師元に尋ね、祖父の面影をまつたく知らぬという師元に師平の印象を話して聞かせていく余がある。これまでの数条とはまつたく関係のない話題である。

が、これも七月十九日という「魂祭りの頃の心情」の産物であろうか。七月十一日には熒惑星が房第二星を犯すという天変があつたから（「本朝世紀」）、それがこの条の「天文奏持參之時」の師平の姿を思い出させたとも考えられる。そういえば最初に紹介した久安六年七月十七日条でも、一連の孟蘭盆、先祖関係の話が終つた後に突如として天文奏のことが話題になつてゐる

のだが、これも同年七月十二日に大流星があり、太白星が昼見えるという天変があつたこと（「本朝世紀」）と無縁ではないのかもしれない。

### 三

このように、忠英の談話はその日その折の年中行事や事件に触発される形でます最初の話題がえらび出され、それに関連して次から次へと話がたぐり寄せられるのであつた。最初の話題は頼長らの質問で始まる場合がすくなくないが、頼長はその時々の宫廷行事に対処するために質問していくのであるから、質問の内容は近々行われる予定の行事に関係したものが多い。一見なんの行事にも事件にも関係がないよう見える話題でも、たとえば、

祇候御前、被仰雜事之次、仰云、孔雀ハ何ナル物ゾ  
（下略）。

と始まつてゐる久安四年四月十八日条の孔雀の話は、実は前年の十一月に供政忠通が孔雀と鸚鵡を法皇に献上し、頼長はこれらの鳥に知的興味をかき立てられて何度も見てゐること、とくにこの年の四月五日には新院に申請して孔雀を借覧し翌日に返

していること（「台記」久安三年十一月十日、同四年四月五日条）が、忠実にこの発言をさせていることは確実であるし、この後に、

又仰云、鸚鵡言由聞、今度鳥不<sub>レ</sub>言如何（下略）。

と続く鸚鵡も、「今度（の）鳥」とあるのでこの鳥のことである。前年十一月二十八日に領長は法皇が忠実に貸与した鸚鵡を見ているから（「台記」）、この鳥は忠実も親しく目にしていたのである。

あるいはまた、久安三年十一月十五日条の、後に「続古事談」に引かれて有名となつた、公季が幼時に村上天皇の御前で「エヅツミ（荏麥）」を食べたいと言つた話などは、なんの行事とも関係のつけようがないけれども、この条の最初に、

祇侯御前、子時間<sub>ニ</sub>食御料。被<sub>レ</sub>仰云（下略）、

と情況の説明があるので、食事中の忠実が食事に触発されて思ひ浮べた話題であつたとわかる。これはもうこの説明がなければ推測不可能な理由であるけれども、とにかく彼の話題は決して教科書の目次を操るようにしてえらび出されるものではなかつた。各条について逐一紹介していくべきではないし、全条がすべてうまく説明できるわけでもないが、右に紹介した例が決して特殊な一部分ではないことだけは断言してよい。

さて、「中外抄」にこのような話題の選出と連関が認められるとすれば、同じ忠実の談話を筆録した「富家語」にも同様の傾向があつて不思議ではあるまい。各条が語られた日付も、その時的情况も、ごく少數の例外を除いてまったく記さない「富家語」にこのような傾向を検証しようとするのは、まことにおぼつかなく困難なことであるけれども、しかしまつたく不可能なことではなさそうである。  
たとえば永暦元年条に<sup>(4)</sup>

仰云、被<sub>レ</sub>渡<sub>ニ</sub>義親首<sub>ニ</sub>日、故殿二人、多見物可<sub>レ</sub>見之由申之  
処（下略）、（H1）

という、後に「古事談」に引かれて有名となつた話があるが、忠実がこの話を思い出したのは、鎮西の賊の首領日向通良とその部下の首級が平清盛によつて京に届けられ、上皇が棧敷で見物したという、この年五月十五日の事件（「百錬抄」）によつてであろう。その次の条に、

仰云、市政我モ一度見キ（下略）。（H5）

とあるのは、市政が罪人を獄に送る行事であるうえに毎年五月に行われる点でも前条と深い関係にある。

また平治元年条に、

仰云、糸毛車ニハ尻ニ<sub>レ</sub>出<sub>レ</sub>衣是說也。而故一位大納言<sub>ニ</sub>斐英。

女御代糸毛ニ被、出衣、是不知案内故也（下略）。（<sup>50</sup>）  
という話があるが、女御代は大嘗会の御禊のため選定される  
ものであるから、「この年十月二十一日に行われた御禊（「皇年代  
略記」二条院條）に関連した話題である。その次に、

或人申云、大嘗会御禊院御祓殿、殿上座罷并被立柱

松。（下略）。（<sup>51</sup>）  
とあるのは、その御禊当日の院の祓殿と殿上人の座の幌と柱松  
を話題にしたもの。次の、

或人申云、宰相俊憲卿、同日面ハ薄物賊殺透タルニ（下  
略）。（<sup>52</sup>）

も同じ日の公卿の服装の疑問を尋ねたものである。これらはす  
べて御禊の直後に語られたに違いない。その次の、  
仰云、御堂入道殿、内弁ヲ令勤仕給トテハ、柿ヒタシヲ  
聞食ケリ（下略）。（<sup>53</sup>）

は、大嘗会に関連して内弁のことが話題になつたもの。さらに、  
仰云、後三条院於官序有御即位也。故殿令勤内弁  
給（下略）。（<sup>54</sup>）

も同じく大嘗会に関連する即位、内弁についての話である。大  
嘗会はこの年の十一月二十三日に行われたから（「皇年代略記」  
二条院條）、この二条の話はその前後に語られたものであろう。

つまり「富家語」の各条も「中外抄」と同様に語られた日付の  
順に並べられているらしいのである。

#### 四

このことを保元三年の条を例に検証してみよう。ただし紙面  
の制約があるので、以下「富家語」各条は益田勝実氏が「富家  
語の研究」（「中世文学の世界」所収）の翻刻に用いられた説話  
番号で表わすことにする（この説話番号は宮田裕行氏の勉誠社  
文庫「中外抄・富家語」にも用いられている）。

この年は（<sup>55</sup>）から始まっているが、この条の主題はいわゆ  
る練（ねり）・練歩の作法であって、これは元旦の節会に関連  
する話題である。（<sup>56</sup>）は除日の執筆の作法。この年の除日は  
正月二十四日から二十七日にかけて行われた（「兵範記」）。正月  
になると思い出される話題なのである。（<sup>57</sup>）は出居に登を數  
く作法。元旦に忠実の孫の右大臣基実が、前年八月に東三条第  
に住むようになってから初めて節供を、同第の西の出居に設け  
ている（「兵範記」）。これに関連した話題である。（<sup>58</sup>）は服装に  
ついて或る人の質問に答えたもの。次条に関連する話題である  
うか。（<sup>59</sup>）は正月二十一日に行われる内宴（「兵範記」）に着用す

る衣服について忠通の質問に答えた条である。<sup>61</sup> については未詳。<sup>62</sup> は立後の時の作法であるが、この年の二月三日に立

後の事があつて、頼長の養女の皇后多子が太皇太后に、忠通女の中宮皇子が皇太后になつた（『兵範記』）。<sup>63</sup> の諸社奉幣の話は二月四日に基実が春日社に奉幣の使を出発させた事実に関連するか。翌五日は春日祭であつた。なお二十八日には春日社への行幸もあつた（ともに「兵範記」）。<sup>64</sup> は前条に関連する話題。<sup>65</sup> <sup>66</sup> については未詳だが、<sup>67</sup> の叙位の尻付の話は三月一日春日社行幸の賞として基房が従二位に叙せられたこと（『兵範記』）に關係があろう。<sup>68</sup> は忠実自身が幼なかりし日に舞人の役を勤仕した石清水臨時祭の掲立ちはその日の思い出。

年の祭りは三月二十二日、掲立ちはその翌日であった（『兵範記』）。忠実が舞人になったのは寛治二年、十一歳の時のことである（『後二条師通記』寛治二年二月二十八日、三月二十二—二十四日条）。祭りの季節の到来に八十一歳の忠実の思いは遠く七十年前の少年時代に翔んだのであつた。その記憶の鮮明さにはただただ驚嘆のほかない。

これ以上同じような分析を続ける必要はあるまい。やはり「富家語」の各条は、それらが語られた日付の順を逐つて記されてるのであり、そこに見られる話題の選出法や連関の仕方は、

「中外抄」のそれと基本的には變つていないと見てよさそうである。

それにしても保元元年七月のいわゆる保元の乱は、忠実の境遇を大きく変えた。あれほどまでに愛した頼長は横死し、憎しみの対象でさえあつた忠通が氏長者に復した。そして忠実自身は知足院に幽閉の日々を送つてゐる。そういう失意の情況にむかかわらず、彼の耳は鋭く外界に向いており、情報もまたさまざまに届けられる。稀には忠通からの質問もあつた。「中外抄」にしばしば登場した頼長の姿が消えたことにはさびしさを感じえないが、「富家語」の世界に決定的な変化は起こつていいよいに見える。

さすがに保元元年の記事は、改元以前の久寿三年正月の談話と思われるものが<sup>69</sup> <sup>70</sup> <sup>71</sup> <sup>72</sup> に見られるだけであるが、保元二年は<sup>73</sup> <sup>74</sup> に臨時客・御賄会と正月らしい話題で始まっている。前年に白河院の崩御があつたので、この年は諒闇のため臨時客や大賀は行われなかつたのだが、季節がそれを思い出させたのであろうか。実は前年も諒闇（久寿二月七月近衛天皇崩御）のために饗宴はなかつた。近年行われた最後の臨時客といえれば久寿二年正月二日にいまは亡き頼長の邸宅で行われたのである（『兵範記』）。これらの話を語る忠実の脳裏を頼長の

姿が横切ることはなかつたであろうか。「富家語」の記事にそれをさぐる手掛りはない。筆録されているのはあくまでも有職故実譚であつて、それを語らせる契機となつた行事や事件についての直接的な反応の記録では決してないからである。

## 五

ところで、私はこれまで、現存する「中外抄」や「富家語」が師元や仲行によつて筆録された当初の姿をそのまま伝えていふことを無曾のうちに前提として分析を試みてきた。この前提は正しかつただろうか。それとも「江談抄」に醍醐寺本「水言抄」や神田本・前田本など各条の配列が異なる古写本があるよう、これらはたまたま現代まで生き残つた異本の一系統に過ぎないのだろうか。結論から先に言えば、こうした危惧はまったくの杞憂に過ぎないようだが、しばらくこの点について考えておこう。

「中外抄」・「富家語」とも現存する諸本の祖本は「古事談」

撰者源顯兼の所持本であつて、「中外抄」上巻は建保二年正月、

下巻は建暦二年十月、「富家語」は承元五年五月に各々顯兼所持本を書写した本を祖としているから、現存諸本は顯兼が「古事

談」を完成させる以前の、おそらく「古事談」の典拠として用いられた写本の面影を伝えていくことになる。<sup>(5)</sup>また諸本の外題に「極秘」・奥書に「最秘者也」とか「此書世間希也」とかの文言が多く見られることは、これらの書が文字通り流傳の稀な秘書であつたことを物語つているのだろう。王朝の多くの説話が「古事談」を経由することによって散佚を免れ中世に伝えられたが、それと同じように、「中外抄」や「富家語」は顯兼を経由することによって後の代に伝えられたのである。ただし、これらの書の流傳がどんなに稀であったとしても、当時顯兼のところにしか伝わつていなかつたわけではない。その事実は次に紹介する「世俗浅深秘抄」の内容によつて明らかである。

「世俗浅深秘抄」は上巻一四七条、下巻一三九条、合計二八六条から成る有職故実書である。この書についての研究は和田英松氏の「皇室御撰之研究」がもつとも詳しく、それによると撰者は後鳥羽院、成立したのは同院の讓位以後、建暦年間であるらしい。ところが、この書には明らかに「中外抄」・「富家語」からの引用が認められるのである。

〔表 I〕

中外抄	世俗浅深秘抄（上・54）
久安四年八月五日、仰云、	神事精進事、被引上萬神

同日神社ノ精進をするには、  
上藤社ニ付也。稻荷祇園同日  
行幸之時ハ、先稻荷にて魚ヲ  
供テ、次祇園にて、淨食にて  
御也。又曰河院仰ニハ、宇佐  
使ノ間ハ帝王淨食にて有ル。

伊勢幣を被立時ハ魚食ナリ。  
されば宇佐使間ハ伊勢幣の有  
レカシ／＼ト思ナリ。

食魚事ハ公家之儀也。其モ猪  
居交テ寔不食。況其外院中以  
下猶可為精進歟。但為伊  
勢事者。雖院中必可居交  
魚味也。臣下以下必不然也。

このように「世俗淺深秘抄」はかなり主体的に「中外抄」を  
吟味して取捨や増補を加えながら受容しているので、判断に迷  
う点もないではないが、「表II」のように「富家語」の一条を二  
条に分割した例や、とくに「表III」のように大量かつ連続的な  
関係が認められることから、直接的引用関係の存在は疑う余地  
がない。

(表II)

富家語（31）	世俗淺深秘抄（上・93-94）
仰云、騎馬日ハ最上劍平緒 一、騎馬日不帶水精柄劍。 水精柄劍等不用事也。遠所行 是秘藏事也。	

(表III)

浅深秘抄・上	中	外	抄		
	B	C	D E F		
53				幸ニハ詩絵蝶細劍ヲ用也。是	
54				木地損故也。	
55				一、遠所行幸之時。用詩絵蝶	
56				細劍云々。然而猶非參譯大將	
57				未聞其例。仍近代之人不	
74	92			用歟。所證不可有難事也。	
75	95			A	
76	98			B—康治元年十月十三日条。C—久安四年五月二十三	
77	100			日条。D—久安四年八月五日条。E—仁平元年十二月三十日条。F—仁平四年五月二十一日条。	
78	102			月二十一日条。	
79	109				
80	116				
81	119				
82	124				
84	6				
85	12	244			
86	13				
87	14				
88	28				
89	30				
90	31				
92	31				
93	46				
94	46				
95	47				
96	47				
97	65				
98	62				
99	70				
100	89				
101					
102					

(表IIIの注)

和田氏の推定通りに「世俗淺深秘抄」が建暦年間に成立した  
とすれば、わずかながらも「古事記」に先立ち、「中外抄」・「富  
家語」を引用したものとも古い例となる。しかもそこに反映し

てはいる「富家語」各条の配列は現存本とほぼ一致しており、「中外抄」もとびとびではあるが順序は逆転していない。この事実は現存本の配列が後鳥羽院の見た本とも一致していることを示し、この配列が成立当初から變っていないことを示唆している。こうして先述の危惧はやはり杞憂に過ぎなかつたことが立証されるのである。

## 六

「中外抄」・「富家語」からの引用と言えば、この両書の説話が「古事談」や「続古事談」に引用され、そこからさらに「宇治拾遺物語」や「十訓抄」へと伝わっていったことは周知の通りである。しかし、右の「世俗浅深秘抄」の例が如実に物語っているように、両書の説話の流傳は決して説話集だけにとどまるものではなかつた。各条の内容から考へても、その多くは説話集よりも有職故実書の方にこそ引用されるにふさわしかつたはずである。たとえば麿司冬平（嘉暦二年薨。閔白・太政大臣）の「後照念院殿菱東抄」に両書からの引用があることは早くから指摘されていた。<sup>(7)</sup> この書は名の通り菱東の故実書であるが、「世俗浅深秘抄」に比べると類聚・整理の意識が一段と強く働

いており、忠実の発言がしだいに後代の規範となつていった様子がうかがわれる。参考までに両書と「後照念院殿菱東抄」との関係を表示すれば、「表IV」の通りである。

〔表IV〕

後照念院殿菱東抄	富家語	中 外 抄	世 俗 浅 深 秘 抄
唐菱東事			
夏冬白重事	197	147	
沸雲井鶴浮線テ ウノ抱事			
打下襲事	13	46	康治二年五月七日条
火色皆練下襲事	65 241 235	240	
東装下柏事			
笏事			
劍足緒事			
騎馬日効平緒事			
白重時効緒平緒事	169	31	康治二年五月七日条
			上 99
			上 87 95 96
			上 92
			上 93 94

さらに、中院通方（暦仁元年薨。大納言）の「傍抄」も見落とすことができない。この書の上巻、白重の条には次のような本文と首書がある。

〔本文〕保延六十一十新所句。或人記曰。康和二年七月一

日新所句。此日左大臣<sup>後房</sup>着<sup>二</sup>白重<sup>一</sup>云々。今日予着<sup>之</sup>如何申<sup>三</sup>禪問。仰云。老人苦熱之比着<sup>二</sup>白重<sup>一</sup>因<sup>之</sup>彼大臣被<sup>着</sup>歎云々。何可<sup>着</sup>乎。仍今日余着<sup>二</sup>打下重<sup>一</sup>。

〔首書〕 嘉祐四年正月着<sup>二</sup>白重<sup>一</sup>事。内々示<sup>三</sup>合備州<sup>二</sup>之處。

御白重尤珍重候。且所見如<sup>然</sup>。慥<sup>ニナレバ</sup>弥勿論之事歟。

金剛勝院供養日。康治二年六月六日頭頬<sup>用之</sup>。次日宇治左府被

語<sup>申禪問</sup>。知足<sup>院敷</sup>。ソレハ何様ニシテ令<sup>着</sup>ケルニカ。白重ハ

冬着<sup>之</sup>。夏ハ四月朔日ノ白重ヲ置テ。定ナドノ有夜。熱時着<sup>之</sup>。又老者ノ刷之時着也。秋中間着<sup>二</sup>白重<sup>一</sup>何故哉云々。

師元暦記所注如<sup>此</sup>候。隨<sup>覚悟</sup>令<sup>注申</sup>候。

まず本文について。「或人記」とは頼長の日記「台記」を指す。

この書は「台記」をしばしば「或秘記」として引用するが、これはその変形である。つまり「或人記曰」以下に引用されているのは、新御所で旬讃があった保延六年十一月十日の「台記」の一節であろう。この年の「台記」は現存しないので実際にはいかないが、この書は、康治二年六月六日に頭頬が白重を着用していたことにつき、翌日頼長が忠実に質問したという話を記しており、それは「師元暦記所注如<sup>此</sup>候」なのだという。「師元暦記」と

は何なのか。それを問う前に、白重についてはほぼ同様の話が「中外抄」にも「富家語」にも筆録されていたことに注目しなければならない。それぞれの話が語られた日付は次の通りである。

①保延六年十一月十日 筋抄・(台記)

②康治二年五月七日 中外抄・後照念院殿装束抄

③康治二年六月七日 筋抄・(師元暦記)

④応保元年 富家語・後照念院殿装束抄

つまり忠実は白重についてほぼ同じ話を四度くり返して語っている。「中外抄」と「富家語」の間には重複した話題がかなりあるし、「富家語」の(7)と(17)、(18)と(23)のように同一書の中にさえ重複した話題が相当に見られることから考えて、

同じ話を四度語ったという事実については今さら驚くまでもないが、②と③との間が正確に一箇月であることは多少の抵抗を感じざるをえない。「中外抄」によれば②は師元に質問されて答えたことになっているが、それとまったく同じことを③で頼長に質問されたというのは、不自然である。そこで②と③はもともと同一日の同一の談話ではなかつたかという疑問をぬぐい去ることができないのだが、③に見える金剛勝院供養の日を確かめる史料を発見できないこと、「中外抄」の天安元年二月三

日条や久安四年閏六月四日条の問答は頼長も「古記」に記しており、頼長側の記録と一致することが少くないのに、「古記」康治二年五月七日条、六月七日条ともに、この種の質問をしたことはもちろん、関心を抱いていたことを示唆する記事さえないこと等々の理由から、同一の談話であったと決めるわけにもいかない。

この疑問にこだわるのは、③にいう「師元曆記」の素姓に関するところである。これが②の「中外抄」とは別のものであつたとすれば、どんなものを想定すればよいのか。「曆記」は「古記」の別名として用いられたことがあるが、同書はまた「日次記」とも呼ばれたように、「曆記」は「日次記」であり、つまりは「日記」と同義である。現在ほとんど散佚して「歴代残闕日記」に断片のみを残す「太外記中原師元朝臣記」のことであろうか。そうだとすれば師元は「中外抄」の他に、自分の日記にも忠実の談話を持ち記録していくことになる。この問題については別の機会に考えてみたいが、「筋抄」の記事には意外に大きな問題が含まれているのである。

「中外抄」・「富家語」と直接関係にある有職故実書は以上の外には審らかでない。ただ庶の故実書である「基成朝臣鷹狩記」<sup>(9)</sup>と「嵯峨野物語」<sup>(10)</sup>に「富家語」へ36の引用とおぼしき部分があ

ることだけを指摘しておきたい。ただし、これは「古事談」にも引かれた話であるから、「古事談」から引用した可能性がないわけではない。

## 七

話を元に戻そう。「中外抄」や「富家語」の各条が忠実の談話の順序のままに筆録され、配列に変化は生じていないとすれば、そこに見られるのは、これまで見てきたように、年中行事や事件などその時の情況に触発されてまず思い浮べられる話題と、それが次々に別の話題をたぐり寄せていくという、話題の連関の様相であった。一方、話題の連関と言えば、連関の妙それ自体が不思議な魅力を作り出している説話集『宇治拾遺物語』を思いおこさずにはいられない。<sup>(11)</sup> 同書の説話配列は連関の効果を鋭く計算しきったきわめて技巧的なものであった（確証はないが、そう考えたいほどの見事な話題の連接転換がある）。それは紙に文書で書かれた説話集として、最初から順を逐つて読まされることを前提にして工夫された、いかにも文字文芸らしい技巧のように見える。しかし、その配列法は実は根底のところでの口語り説話の語られ方と相通じ、へその緒でつながっていたのではないだろうか。

とはいへ、私はこういう言い方がいかにも論理の飛躍したものであることを自覚している。「中外抄」や「富家語」に筆録されているのは口伝とか教説とか呼ばれる口頭による有職故実学の伝授であつて、いかに故実が説話の形で伝えられることが多いといつても、その伝授は説話そのものに興味と関心を寄せて話して聞かせる場合は区別して考えるべきであろう。さきに見た「中外抄」や「富家語」の話題の連関も、それ自体が伝授と

いうものの特徴を示しているのではなかろうか。

たとえば久安三年の祇園社騒動に触発されて語られた「中外抄」の数条をふりかえてみよう。忠実はこの騒動から昔自分が得た夢想を思い出して語ったが、彼の関心は神の告げとしての夢から神の使いの出現へ、祇園の牛頭天王から蛇毒氣神・新羅明神へとつながるばかりで、「強訴といえば興福寺の場合は」とか「仏師が死ぬほど激烈な祟りのあった例といえば」とか、そういう方向にはなかなか展開しなかった。つまり最初に設定された「神の告げ」あるいは「神威」というテーマから話がそれていくことはないのである。

故実というによりふさわしい話題の例でいえば、「富家語」永暦元年條の師通が義親の首を見なかたという話は、「貧人は死罪」人を見るべきや否や」というテーマで強く規制されてい

るのであって、「同じ罪人でも市政なら自分も一度見た」という話にはつながっても、「見物人が多かったといえばこんな事件があつた」というふうにはつながりにくいのである。同様に平治元年條の道長が内弁を勤める時柿ひたしを食べたという話は、「大嘗会や即位などの内弁の心得」であるから、食物や声の話には決して連想がつながらなかつたのである。

「中外抄」や「富家語」の世界に接触したことのある人には、これは今さらもともらしく指摘するのも恥しい、あまりにも当然なことに思われるに違いない。しかし、これはおそらく口伝・教説の特徴なのであって、當時ふつうに説話が口語される場合には、かなり違った傾向が見られたのではあるまいか。「ふつうに」とはどんな状態を意味するのかと問われると改めて議論が必要になるけれども、ともかく説話それ自体のおもしろさに身を寄せて、説話の外なるテーマに規制されることなく、内なるものによって話が呼び出していくよな口語りの場、伝承の場があつたと思う。その具体的な解説は別の機会に譲らざるをえないが、予告的にいえば、最初の話題の設定は口伝・教説と同じように季節感や年中行事、事件その他に触発されてなされるけれども、話題の連関、展開はより自由であるような場が現実に存在していたと思うのである。さきに述べた「宇治

拾遺物語」の問題なども、それとの比較においてこそ意味を持つてくるはずであるが、口語りの特殊な一形態である口伝・教命においてさえ、基本的には口語り説話のそれと共通する話題の設定、連闇が認められることを、ここにまず確かめておきたかったのである。

- 注(1) 益田勝実「古事談」経賀十（解釈と鑑賞・昭和四一年三月号）  
(2) 「中外抄」の本文は、上巻は宮田裕行「中外抄とその研究」、下巻は前田寛本複製（尊経閣叢刊）による。

(3) 蛇毒氣神（群書類從本は「蛇毒氣神」と誤記）の機能その他については、村山修一「本地垂迹」（日本歴史叢書）100—104頁参照。  
(4) 「富家語」の本文は、益田勝実「富家語の研究」（中世文学の世界所収）による（内は同書に用られている説話番号である。なお「中外抄」については研究のための説話番号さえまだ付けられていないのが実情である）。

注(1)及び(4)参照。

(6) 「世俗没深秘抄」は「群書類從」編部所収。同書については「図書叢書解題・経歴史編」や「群書解題」にも解説があるが、いずれも柏田氏の説に従っている。

(7) 池田昌吉「説話文学における知足院面白の地位」（国語と国文学・昭和九年二月号）。

(8) 「群書解題」「話抄」の項参照。

(9) 「甚成」は「甚盛」の誤記であるらしい。「群書解題」「甚盛朝臣廣持記」の項参照。  
選述者は二条良基。

- ⑩ 益田勝実「中世的風刺家のおもかげ——『字治拾遺物語』の作者」（文學・昭和四一年二月号）、三木紀人「背後の貴種たち——『字治拾遺物語第一〇話とその前後』」（成蹊國文・七・昭和四九年）などを参照。  
竹内理三「口伝と教命——公卿学の系譜（秘事・口伝成立以前）——〔『律令制と貴族政治・第II部』所収〕」